

第12回 安来市農業委員会議事録

令和6年6月21日 午後2時00分 第12回安来市農業委員会会議を安来市伯太庁舎会議室に招集する。

1. 出席委員

1 番 岩崎 金己君	2 番 添田 俊之君	3 番 新田 徹君	4 番 横山 芳明君
5 番 永塚 知芳君	6 番 足立 仁行君	7 番 北中 宏一君	8 番 木戸 芳己君
9 番 武上 隆雄君	10 番 仲佐 久子君	12 番 新田 里恵君	13 番 塩見 秀雄君
14 番 渡邊 克実君	15 番 佐々木吉茂君	17 番 吉村 正君	18 番 齋藤 哲君
19 番 渡辺 和則君			

2. 欠席委員

11 番 北川 正幸君

3. 出席事務局

堀江 規恵君 加藤 靖弘君 二岡 美保君

4. 議事案件

日程第 1	議事録署名委員の指名
日程第 2	会期の決定 令和6年6月21日 1日
日程第 3	議第49号 農地法第2条の規定による非農地証明願について
日程第 4	議第50号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第 5	議第51号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第 6	報第44号 農地法第5条の規定による届出について
日程第 7	議第52号 農用地利用集積計画の決定について
日程第 8	報第45号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第 9	報第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第 10	報第47号 非農地判断の実施について

5. 議事

事務局：堀江 規恵君

定刻になりましたので、只今から第12回農業委員会を始めさせていただきますと思います。本日お手元に配布しております資料は、日程及び申請総括表であります。ご確認をお願いします。委員会の開会にあたりまして、齋藤会長のあいさつをお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

【あいさつ】

議長：齋藤 哲君

本日の会議について、事務局から報告願います。

事務局：堀江 規恵君

本日の会議ですが、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、定足数に達しておりますので第12回安来市農業委員会会議を開催いたします。

議長：齋藤 哲君

欠席委員はどなたですか。

事務局：堀江 規恵君
11番 北川委員です。

議 長：齋藤 哲君
それでは、日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により7番 北中委員、8番 木戸委員を指名いたします。

議 長：齋藤 哲君
日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今会議は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

【異議なしの声多数】

議 長：齋藤 哲君
ご異議なしと認めます。よって会議は本日1日と決定いたしました。

議 長：齋藤 哲君
日程第3 議第49号 農地法第2条の規定による非農地証明願について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君
事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君
2ページをご覧ください。別紙のとおり非農地証明願の提出がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件の内容、4ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の非農地証明願は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。1番は、申請者の夫が亡くなり、ため池まで水を汲みに行くことが困難となったため、平成16年頃からおおよそ20年間耕作することができず、原野化し現在に至るものです。この農地については、非農地証明事務取扱基準の(3)やむを得ない事情によって長期間耕作放棄され、農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地の内、①その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当する土地であると判断しております。以上です。

議 長：齋藤 哲君
説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について9番 武上委員お願いします。

9番：武上 隆雄君
【地元委員より位置図にて場所説明】

議 長：齋藤 哲君
次に、現地調査報告を1班10番 仲佐委員お願いします。

10番：仲佐 久子君
10番 仲佐です。今月の調査班は1班が担当です。6月20日、木曜日、午後1時30分から伯太庁舎201会議室において足立委員、岩崎委員、北中委員、塩見委員、仲佐の5名と事務局から堀江事務局長、加藤主幹の同席のもとで行いました。加藤主幹から現地調査案件3件の概要説明を受け、現地に

出向き調査を行いましたので、報告いたします。1番案件の説明をさせていただきます。4ページの位置図をご覧ください。申請地は■■■■の1筆です。地目は畑で面積は155㎡の非農地証明です。現地におきまして地元委員の武上委員から申請位置、申請目的について説明を受け、調査を行いました。事務局より説明がございましたように、現地は申請者の夫が亡くなられてから、水利供給が困難となったため、平成16年頃からおおよそ20年間、耕作をすることができず、原野化し現在に至るものでした。以上の事から調査班といたしましては非農地の認定は妥当だと判断したところでございます。委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第50号 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

5ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第10条の規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。6ページから8ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、5件で、すべて所有権移転です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約20メートル、作付け予定作物は野菜類のため、農機具は所有していません。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。2番は、耕作便利による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩5分、農機具は所有していませんが、受委託で対応とのこと。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。3番は、受贈による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は徒歩2分、作付け予定作物は野菜類のため、農機具は所有していません。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、■■■■です。4番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は平均20メートル、農機具はトラクター1台、田植機1台、耕運機1台、ハーベスター2台を所有しています。労働力は本人と妻の2名となります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。5番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、

許可基準を満たしています。通作距離は平均300メートル、農機具はトラクター3台を所有しています。労働力は本人のみとなります。以上の点から許可要件のすべてを満たしております。この農地の対価は、申請面積に対し■■■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から説明を求めます。1番の案件について15番 佐々木委員お願いします。

15番：佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。番号1について説明をいたします。譲渡人は大阪の方に住んでおられる方ですが、お父さんがこちらにおられまして、亡くなった関係上、相続で畑をもらう事になったわけですが、大阪からここまで通いで畑をするというわけにはいりませんが、たまたまこの譲受人の方が近くに畑を持っておられまして、お父さんが具合が悪くなって以降、手伝って作ってあげておられたような感じがしまして、今回話がまとまった関係上、申請になったものでございます。よろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について5番 永塚委員お願いします。

5番：永塚 知芳君

5番 永塚です。2番案件について説明させていただきます。譲渡人が農業をやめたいという希望がありまして、その上と下に譲受人の農地がありました。現在も作っておられますが、それなら譲ってほしいという事から話が決まりました。譲受人は高齢ではありますが、市内に在住しております公務員の長男がおりまして、一緒に手伝うという事であります。現在も同じように作っておりますし、ここは飯梨地区の圃場整備には入っておりませんが、自分がやりたいという事であります、このような申請になりました。以上です。

議長：齋藤 哲君

3番、5番の案件について 17番 吉村委員お願いします。

17番：吉村 正君

17番 吉村です。3番案件について説明いたします。対象面積わずか188㎡ですが、畑は広瀬の町の中の一角でございまして、譲受人の自宅から徒歩で2分くらいの所です。現在は何も耕作はされておられませんが、将来的に、この譲受人は現在60歳前という事で、定年60歳になったら作りたいという事で、野菜なり果樹なりを植栽したいという事で生前贈与を受けるものでございます。以上です。5番を併せて説明させていただきます。譲渡人が現在、88歳と高齢でございまして、施設に入っておられます。従来、地域の中で管理をされておりましたが、今回、その地域の中で意欲的に経営をやっておられます、85歳という高齢ではございますが、現在、経営面積2町6反ばかりもやっておられますが、この方が受けてもらうという事で話し合いが出来たという事でございます。よろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

4番の案件について 1番 岩崎委員お願いします。

1番：岩崎 金己君

1番 岩崎です。4番案件に対して説明させていただきます。譲渡人と譲受人は同一町内の方でありまして、また、親戚関係です。■■■■と■■■■は譲受人の自宅前の道路を挟んだ真向かいにあります。また、

6筆のうちの残り4筆につきましても自宅裏にあり、耕作にも管理につきましても非常に便利な耕作地です。周辺には農地も少なく認定農業者等担い手の利用集積を阻害することはありません。よって申請は妥当と判断いたしました。委員の皆さんの審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長：齋藤 哲君

説明が終わりました。1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

3番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

4番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議 長：齋藤 哲君

5番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議 長：齋藤 哲君

計971㎡です。転用目的はドッグランです。現地におきまして地元委員の齋藤会長から申請位置、申請目的について説明を受け調査を行いました。転用目的はドッグランで、権利の設定は所有権の移転です。事務局からも説明がございましたが、譲受人はUターンで現在切川町に在住し、獣医師を営んでおられますが、この度ドッグラン併設のレストハウスの開業を計画されました。申請地の北側の住宅で事務所、駐車場を整備される予定ですが、隣接するドッグランを整備するには余剰がなく、また近隣の2種、3種農地も検討されましたが、事業の趣旨上、隣接している必要があるため、やむなく農地である本申請地を選定されたものです。用排水の処理方法は雨水のみ生じ、既設の水路へ自然排水となります。調査班といたしましては許可妥当と判断させていただきました。委員の皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。続きまして2番案件について説明いたします。

12ページの位置図をご覧ください。申請地は■■■■の1筆です。地目は田で、面積は532㎡で、転用目的は従業員駐車場及び砂利等の資材置場となります。現地におきまして地元委員の齋藤会長から申請位置、申請目的について説明を受け、調査を行いました。事務局より説明がございましたが、譲受人は社員12名の外構、造園工事業を営んでおられますが、事業拡大に伴い従業員駐車場及び資材置場が不足するようになり、これらの整備を計画されました。しかし、既存の敷地では余剰地がなく、既存の敷地と隣接する本申請地を譲り受け、敷地の拡張を行うものであります。申請地は現在の田面より既存敷地の高さまで80cm高上げし、周りの三面の法面は碎石敷き転圧処理を行い、隣接水路及び水田に土砂を流出させないようにする計画です。また、用排水の処理方法については、排水溝を設け溜枳に集水の上排水する計画になっています。調査班といたしましては許可妥当と判断させていただきました。委員の皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君
地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

議長：齋藤 哲君
ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君
2番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君
質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君
全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。

議長：齋藤 哲君
日程第6 報第44号 農地法第5条の規定による届出について を議題とします。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

13ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第50条の規定による市街化区域内における届出書の提出がありましたので報告するものです。14ページに案件の内容、15ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の届出は、1件です。現地につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。1番は、転用目的は宅地で、権利の種類は、所有権の移転です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

【地元委員より位置図にて場所説明】

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議長：齋藤 哲君

日程第7 議第52号 農用地利用集積計画の決定について を議題とします。：議事の前に、安来市農業委員会会議規則 第10条の議事参与制限により、9番 武上委員 の退席を求めます。

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

16ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり決定依頼がありましたので農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条第1項の規定により審議を求めるものです。計画要請については、19ページ下段の表の「利用集積計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、貸借権177件、面積46万3千210㎡、使用貸借権13件、面積1万5千650㎡、全体で190件、総面積が47万8千860㎡となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課：日向 直之君

農林振興課の日向です。詳細についてご説明いたします。今月の利用集積計画ですが、番号1から9までが農業経営基盤強化促進法による利用権設定、番号10から64までが農地中間管理事業による利用権設定となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について提出原案のとおり賛成される方の挙手を求めます。

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、この案件については適当と認めることで決定されました。この際、9番 武上委員

の退席を解除します。

議 長：齋藤 哲君

日程第8 報第45号 農地法第3条の3の規定による届出について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

45ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行規則第21条の規定による届出書の提出がありましたので報告するものです。46ページに届出内容を書いていますのでご覧ください。今月の届出については、5件で、すべて相続です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第9 報第46号 農地法第18条第6項の規定による通知について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

47ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書の提出がありましたので報告するものです。48ページから51ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、8件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約8件です。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

日程第10 報第47号 非農地判断の実施について を議題とします。

議 長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局：加藤 靖弘君

52ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり非農地判断を実施したので報告するものです。53ページから54ページに非農地判断を実施した農地の一覧を掲載していますのでご覧ください。農地利用状況調査により荒廃しているとされた農地のうち、山中若しくは山沿いにある農地から57筆を抽出し、令和6年5月14日に農地対策委員会を開催し確認いたしました。その結果、56筆、3万6千739㎡をこのたび、非農地と判断しました。今回、非農地と判断した農地については、当該農地の所有者、相続未登記の場合は、固定資産税の納税義務者へ「非農地判断のお知らせ」を送付します。並行して、関係機関である島根県、安来市農林振興課、税務課、土地改良区及び松江地方法務局へ一覧表及び写真などを送付します。送付は、6月中を予定しています。以上です。

議 長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

議 長：齋藤 哲君

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で第12回安来市農業委員会会議を閉会します。

(午後 2時41分)